

論 説

第 62 回 IFA 総会 —議題 2 及びセミナー D・J の評釈と主な論点の研究—

税務大学校研究部教授
松 田 直 樹

◆SUMMARY◆

第 62 回年次総会—議題・セミナーのテーマ

平成 20 年 8 月 31 日(日)から 9 月 4 日(木)にかけて、ベルギーのブリュッセルで第 62 回 IFA(国際租税協会) 年次総会が開催され、本総会に国税庁から税務大学校 2 名が参加した。本総会における議題・セミナーのテーマは下記に示したとおり、最近の主な国際課税の諸問題を取り扱ったものである。

議題 1 國際課税の岐路に立つ無差別取扱いの原則

議題 2 国境を跨ぐ利子に対する課税の新たな傾向

セミナー A EU 加盟国の無差別取扱い原則の非 EU 加盟国への影響

B 公的機関と間接税

C EU の利子・貯蓄指令

D 国境を跨ぐ年金

E IFA/OECD 短期派遣

F 海外の裁判例の適用可能性

G 租税リスクの管理

H 國際課税における最近の進展

I IFA/EU 法人課税ベースの統合

J 納税者と税務当局—対立から協調へ

本総会には、税務大学校研究部から松田教授及び岡教授が出席しており、本稿は、松田教授が、分担した議題・主なセミナーについての議論のサマリーやポイント等を要約・解説し、さらに、必要に応じて若干の補足的又は追加的な論考を行ったものである。

なお、岡教授の報告については、次号（10 号）に掲載する予定である。

(税大ジャーナル編集部)

目 次

議題2：国境を跨ぐ利子に対する課税の新たな傾向

1. 支払利子の控除を制限する措置の必要性と困難性	154
2. 最近の新たな動き	155
3. 二重の支払利子控除を狙ったタックス・プラニングへの対応	156
セミナーD：国境を跨ぐ年金	157
1. 居住地を変える納税者のケース	157
2. 年金基金が居住地国外にあるケース	158
3. 欧州における最近の動き	159
セミナーJ：納税者と税務当局一対立から協調へ	160
1. ケープ・タウン宣言が重視するアプローチの特徴	160
2. ケープ・タウン宣言が重視するアプローチを巡る議論	161

議題 2：国境を跨ぐ利子に対する課税の新たな傾向**1. 支払利子の控除を制限する措置の必要性と困難性**

米国ミシガン州のウェイン・ステート（Wayne State）大学のマッキンタイヤー（Michael J. McIntyre）教授が、「結局のところ、支払利子の控除に適切な制限を課さない国は税収を確保するというビジネスを営むことはできない。形式において税制は存在しているであろうが、実際には、国庫に自主的な貢献を行うことを懇願するような税制であると言えよう」と述べている通り¹、支払利子の控除に一定の制約を課さないという政策を採ることは、国家の財政にとって大きな損失に繋がるものである。とは言うものの、実際には、例えば、借入れによる資金調達と増資による資金調達とでは、税負担において大きな差異が生じるのが通例であることから、借入れによる資金調達という手段が、タックス・プラニングとして優先されるというようなケースが少なからず見受けられる。

また、国際的な文脈では、借入れによる資金調達が過度に行われると、課税ベースが源泉地国から居住地国にシフトするという問題

が深刻化することにもなることから、一定の資本・負債比率を超過する場合において国外に関連者に支払われる利子の控除を制限する過少資本税制は、支払利子の控除を狙ったタックス・プラニングへの対応上、特に重要な制度として位置づけられるものであるが、過少資本税制による対応には必ずしも一定の限界がある。かかる限界は、国境を跨いだ資本等の移動に係る障壁を取り除くという動きが加速している欧州において特に顕著なものとなると考えられるところ、実際、欧州では、Lankorst - Hororst GmbH v. Finanzamt Steinfurt 事件（欧州司法裁判所 2002 年 9 月 26 日判決(C-324/00)等によって、かかる限界が露呈している。

上記の Lankorst 事件では、ドイツ法人がオランダの親会社から資金の貸付けを受け、支払利子の控除を行ったのに対し、ドイツの税務当局は、当該利子はドイツの過少資本税制である所得税法(KStG)§ 8 a(1)が定める負債・資本比率(3 : 1)を超過する過大な親会社からの借入れであり、本税制の適用除外要件(同様な条件の下で第三者から借入れが可能であることなど。)にも該当しないことから²、本支払利子は「隠れた利益分配」(“verdeckte

Gewinnausschüttungen")であるとして課税したことが問題となったが、欧州司法裁判所は、本税制は、「租税回避のリスク」原則や「税体系の一貫性」原則に依拠して正当化できるものではなく、設立の自由を定める EC 条約 43 条に抵触していると判示したことから、少なからぬ EU 加盟国の過少資本税制については、その改廃が求められることとなったという経緯がある³。

過少資本税制の限界は、EC 条約 43 条との関係からだけでなく、多くの租税条約等が定める無差別取扱いの原則との関係からも画される。例えば、フランスの国務院が 2003 年 12 月 13 日に下した SARL Coréal Gestion 事件判決(no. 249047)及び SA Andritz 事件判決(no. 233894)では、過少資本税制を定める租税一般法(Code Général des Impôt) § 212 が、EC 条約 43 条及び 1959 年に締結された仏澳租税条約 26 条 3 項(無差別取扱い規定)に抵触するものであると判示され、その結果、フランスでは、過少資本税制が実際に適用されるのは、実際上、フランスとの関係において、租税条約を締結していないか又は無差別取扱い原則を規定していない租税条約を締結している非加盟国に存する親会社への利払いに限定されることとなった⁴。

無論、税法上の措置と無差別取扱いの原則との抵触が問題となるのは、EU 加盟国の場合や過少資本税制の場合に限ったわけではない。EU 加盟国以外の国の場合でも、問題となる行為に關係しているのが国内企業であるか否かなどの点をメルクマールとして異なる税務上の取扱いを行うような措置を有しているケースでは、租税条約や国内法上の平等原則や無差別取扱いの原則等との関係上、そのあり方が問題視されることがあり得る。例えば、2004 年 6 月 22 日、ブラジルの最高裁判所(Supreme Tribunal of Justice と英訳されている。)では、ブラジルの法人からスウェーデンの株主に支払われる配当に対して源

泉税を課することは、憲法第 172 条及び GATT 第 3 条で定める外国資本に対する平等な取扱いの原則に抵触するという判決が下されている⁵。

2. 最近の新たな動き

確かに、経済学的には、貸入れと増資による資金調達は同様なものとして位置づけられることから、資金調達方法に係る税法上の取扱いの差異が存在することによって、納税者の経済活動に歪みが生じることとなれば、税制の中立性という観点からも望ましいものではないが、かかる歪みを是正するための手段は、例えば過少資本税制のように、往々にして、無差別取扱い原則等との関係から問題視され得るという限界がある。このような限界が認められるものの、最近は、異なる資金調達方法に対する税負担の違いに起因する経済的な歪み又はかかる歪みによって生じる財政上の損失の問題等を緩和するために、一部の国々では、注目すべき新たな措置が講じられるようになってきている。

例えば、ベルギーでは、税務上の優遇措置を提供しているコーディネーション・センターが国家支援を禁じる欧州ルールに反するという見解を欧州委員会が 2003 年に示したことによる経済へ悪影響が心配されたが、2005 年には、名目利子控除制度が導入されたことにより、ベルギーの国内企業やベルギーに設立された外資企業は、危険資本(risk capital)に名目利子率を乗じた額を控除することが認められるようになったため、資本額が大きい企業ほど控除額が大きくなる本制度により、ベルギーの企業拠点としての魅力が高まり、また、借入れによる資本調達と増資による資本調達に係る税務上の取扱いの差異も解消する方向に向かうと期待されている⁶。確かに、名目利子控除制度は、かなり独特な制度ではあるが、同様な考え方方に立脚する制度は、2007 年、ブラジルでも導入されている⁷。

これに対し、メキシコでは、主に税収増を図るという観点から、2008年、法人のキャッシュ・フローを課税ベースとするビジネス・フラット・タックス (impuesto empresarial a tasa ûnica) 制度が導入されたため、本制度の下、利子所得等は課税ベースに含まれないが、利子所得等に係る費用や利払い等の控除も認められることとなり、また、国内法人及びメキシコに PE を有する国外法人は、法人所得税（税率 28%）の額とビジネス・フラット・タックス（税率 17.5%）の額のいずれか大きい方を納付することとなる⁸。米国でも、財務省が 1992 年に発表した「包括的事業所得税」(Comprehensive Business Income Tax) や大統領諮問委員会(President's Panel Tax Reform)が 2005 年に発表した租税制度改革案(“ Simple, Fair and Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System ”)等において、支払利子控除の廃止という考え方が採用されている⁹。

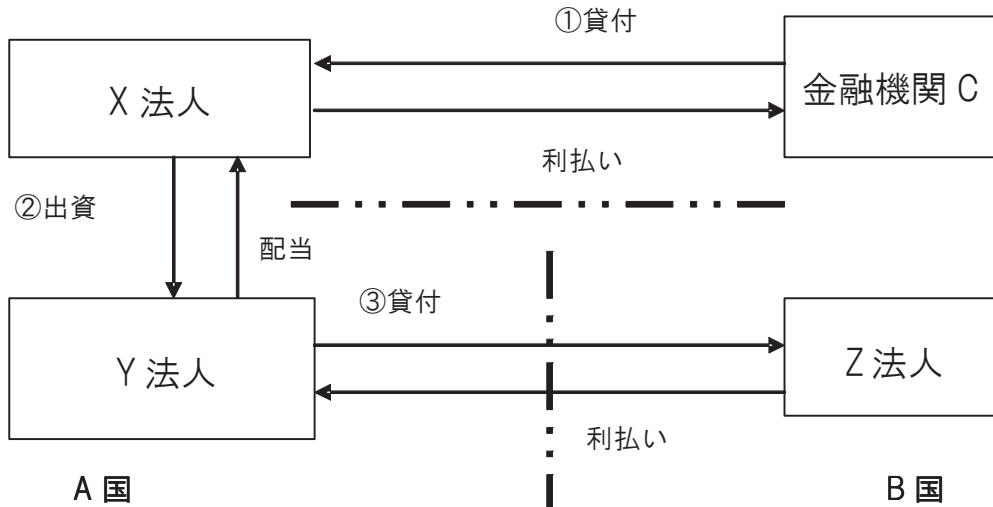
さらに、最近は、過少資本税制についても、一定の資本・負債比率を超過する場合に国内の外資系企業による国外の関連会社への利払いの控除を否定するという制度（いわゆる「対内過少資本税制」(“ inbound thin capitalization ”)と称されるもの。）にどどまることなく、国内企業による国外の関連会社への利払いにも制限を加える仕組みを組み込む動きが生じてきている。例えば、オーストラリアでは、2001 年の税制改正によって、このような取扱いを行う「対外過少資本税制」(“ outbound thin capitalization ”)が導入され、国内法人の資産の 75% を超える借入れに係る利子については、その控除が否定されるようになった¹⁰。デンマークでも、2007 年、法人税法(Selskabsskatteloven) § 11B が手当てされ、法人の資産価値を超える債務に係る利子には控除が認められないとなった¹¹。

3. 二重の支払利子控除を狙ったタックス・プランニングへの対応

支払利子控除に制限を加えることの重要性は、支払利子控除が税負担の不当な軽減を可能にするタックス・プランニングに利用される場合に特に高まるが、最近、カナダでは、国内企業が借り入れた資金を使って国外の関連会社に資金提供を行い、支払利子の控除を行うなどの一連の取引を通じて税負担を軽減する行為が看過し難い問題となり、かかる問題に対処するために、財務省は、2007 年 3 月に発表した連邦予算案(2007 Federal Budget)で対応措置を示したという経緯があるが、その後、かかる対応措置のあり方に再検討を加え、2007 年 5 月には、否認の対象を支払利子の控除を異なる二つの国で受ける下図 1 のようなスキーム(「二重取り」、“double dipping” と称される。)等に限定するという修正案を示し、2012 年度以降に適用を行うという方針を明らかにしている。

下図 1 では、X 法人、Y 法人及び Z 法人は関連会社であり、カナダの X 法人が国内の金融機関 C から借入れを行い、借入れた資金が Y 法人に出資された後、Y 法人から Z 法人への貸付けが行われることによって、経済的には同一の費用の下で二重の支払利子控除(Z 法人と X 法人による利払いの控除)が可能となるほか、X 法人は、本件投資所得を非受動的所得に化体することができれば、カナダの所得税法 § 113 の下、X 法人が受け取る所得は、「課税免除の余剰配当」(“exempt surplus dividend”)として、カナダでの課税を免れることとなる¹²。また、A 国が軽税率国であれば、Y 法人が受ける利子に係る税負担も軽いものとなる。財務省が示した上記の修正案では、下図 1 のような支払利子の二重の控除については、「一定の条件」に該当する場合には、所得税法 § 95(6)、所得税法 § 245 又は同法 § 247(2) が定める移転価格税制等に基づく否認の対象となるとされている¹³。

(図1)
カナダ



上記の所得税法 § 95(6)では、本規定が適用されるのは、一般的には、カナダの居住者が関連する国外の法人の株式を取得又は譲渡し、かかる株式の取得・譲渡が納税者のカナダの税金の支払いを回避、軽減又は引き延ばすことを主要な目的としていると合理的に判断される場合であるとされており、この場合には、同法 § 90 の下、国外法人から得た配当を所得に加えるルールの適用の問題は別として、株式の取得・譲渡については、なかつたものとみなされる。また、上記の包括的否認規定である所得税法 § 245 の 2 項は、「ある取引が、租税回避行為に該当する場合、当該取引の課税上の取扱いは、本規定がなかった場合には、当該取引又は当該取引を含む一連の取引から直接的又は間接的に生じるであろう課税上の利益について、それを否認するために、状況に応じて合理的であるように決定される。」と定めている。

上記の規定等に基づく否認の対象となる二重の支払利子控除の適用を狙った取引であるか否かの判断基準となる前述の「一定の条件」とは、①カナダの法人が海外の関連会社を有

していること、②海外の関連会社が関連会社間の資金の貸借によって所得を得ること、③当該資金の貸借とカナダ法人が負っている債務が関係していること、④カナダの法人が得る所得が非受動的所得とみなされること、⑤問題となる取引から生じる所得に適用される税率が、カナダの法定税率よりも低いレートであることであるが、これらの条件を満たす取引を上記のような規定を根拠として否認することが可能であるかについては、議論の余地があるという見方もあるところ¹⁴、本議題では、上図 1 と同様な取引スキーム等について、各国ではどのような否認が可能であるのかなどが問題とされた¹⁵。

セミナーD：国境を跨ぐ年金

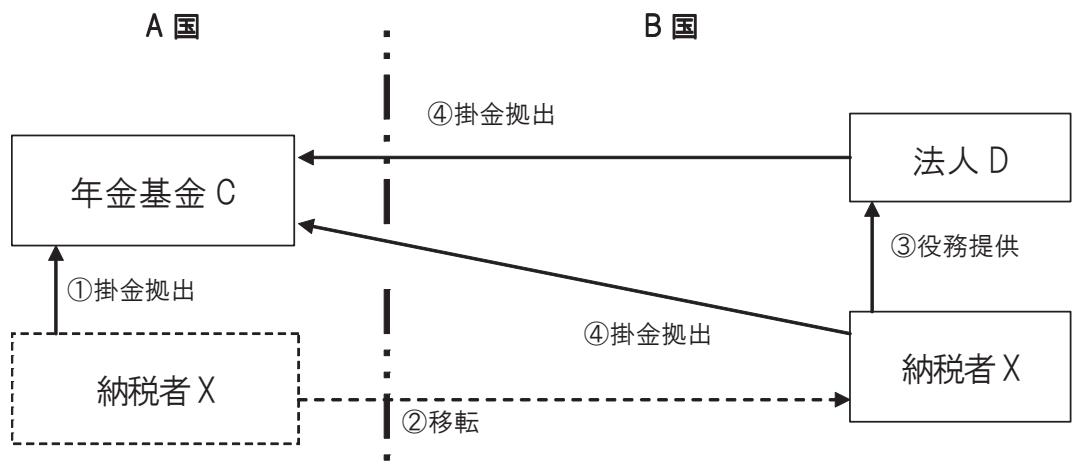
1. 居住地を変える納税者のケース

国境を跨ぐ人や資金の移動が活発化するに伴い、欧州を中心として、国外に存する年金基金に掛金を拠出するというケースや国内に存する年金基金への掛金を複数の国から支払うというようなケースが増え、その結果、年金に対する国際的二重課税・二重非課税が発

生するという問題や、居住者と非居住者の年金掛金の税務上の控除額が異なるなどの問題等が顕在化してきている。例えば、下図2の通り、A国に存する年金基金Cに掛金を拠出していた納税者Xが、B国に居所を移し、数年間、法人Dで勤務するようになった後も、

年金基金Cに掛金を拠出し続け、法人Dも雇用者として年金基金Cに対して掛金を拠出している場合、B国は、納税者Xと法人Dが拠出している掛け金の控除を認めるかという問題が生じ得る。

(図2)



上図2のようなケースの場合、OECDモデル条約第24条4項は、「第9条1項、第1条6項及び第12条4項の規定が適用される場合を除き、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、最初に述べた締約国の居住者に支払われた場合と同様な条件の下、控除される」と定めていることから、A国とB国が、このような趣旨の規定を組み込んだ租税条約を締結している場合には、法人Dが拠出した掛け金については、OECDモデル条約第24条4項でいう「その他の支払金」に該当するものとして、B国での控除が認められると考えられるが、納税者XがB国で拠出した掛け金については規定されていないことから、その控除が認められないという問題が生じることも考えられる。

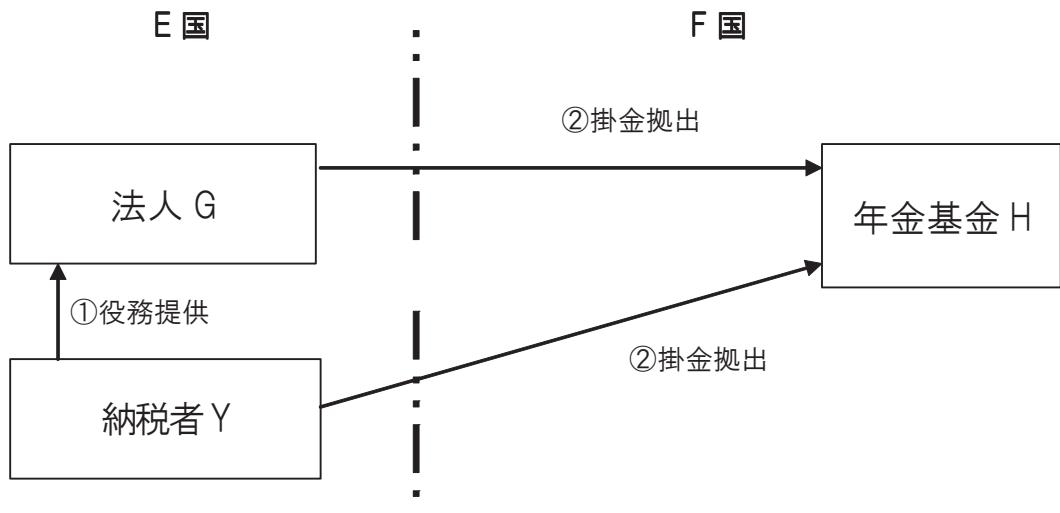
上記の問題に対処するため、2005年には、OECDモデル条約第18条(退職年金に対する

課税)に関するコメントのパラ37.1(「一方の締約国に設立され、また、税制上認められた退職年金への掛け金であって、他方の締約国において役務を提供する個人によって負担される又は当該個人のために拠出されるものについては、当該一方の国で当該個人と企業が支払うべき税額の計算上、当該一方の国で同様な取扱いを受け、また、当該国において税制上認められる退職年金制度への掛け金の拠出に係る制限等に服する。但し、このような取扱いを受けるためには、当該個人は、当該国で役務の提供を開始する直前において、当該国の居住者ではなく、また、当該退職年金制度に加入していたこと・・・が前提条件となる」)が加えられたという経緯がある。

2. 年金基金が居住地国外にあるケース

OECDモデル条約第18条に関するコメン

(図3)



タリーのパラ 37.1 のような規定が A 国と B 国との租税条約で採用されれば、上記の図 2 のケースにおいて生じる問題(納税者 X が B 国で拠出した年金基金 C への掛金の控除が認められないという問題)への対応が可能となるが、かかる規定が租税条約上措置されたとしても、例えば、上図 3 のケースのように、納税者 Y とその雇用主である法人 G が掛け金を拠出している先である年金基金 H が国外(F 国)に存する場合、かかる掛け金の控除が E 国で認められるかという問題が生じ得る。本件のようなケースでは、年金基金 H に関する情報を E 国が得ることが困難な場合もあり、また、E 国で控除を認めることは、F 国から E 国の年金基金に投資している者の掛け金に対して控除が認められていない場合には、片務的に控除を適用するということになる。

にもかかわらず、F 国の年金基金 H に掛け金を拠出した納税者 Y と法人 G に対して控除を認めることが望ましいという見方もあり得るという観点から、2005 年に手当された OECD モデル租税条約第 18 条に関するコメントタリーのパラ 38.1 では、①年金基金 H が F 国の税制上認められた退職年金であり、②年金基金 H への加入が、E 国における役務提

供が開始される直前に行われており、③納税者 Y が F 国で役務を提供していたか又は F 国での居住者であった時に納税者 Y は年金基金 H に加入しており、④年金基金 H は、E 国の権限ある当局から、一般的に E 国の年金基金に相当するものであると認められていれば、E 国において認められている年金基金への掛け金の拠出の場合と同様な条件の下で、納税者 Y 又は法人 G の年金基金 H への掛け金の E 国における税務上の控除が同様に認められるという規定を採用することが可能である旨が定められている。

3. 欧州における最近の動き

上記の通り、2005 年に手当された OECD モデル租税条約のコメントタリーでは、国境を跨いで拠出されるケースに対しても年金掛け金に対する税務上の控除を拡大適用するという方向で租税条約を締結するという選択肢も示されたが、欧州では、既に、国境を跨いで拠出された年金掛け金に対して差別的な税務上の取扱いを行うこととなる制度については、その改廃を行うことを余儀なくするような動きが認められる。このような動きが、近年、活発化してきている背景には、国境を跨いで拠

出された年金掛金の税法上の控除の適用を認めない処分等に対して欧州司法裁判所が否定的な見解を述べたという事実や、欧州委員会が 2005 年に「職業年金制度規定」(Institutions for Occupational Pension Provision, IOPR)に関する指令(2003/41/EC)を発したという事実などが存在している。

例えば、Danner v. Savo-Karjala Tax Office (FIN)事件欧州司法裁判所 2000 年 3 月 10 日判決(C-136/00)では、ドイツの居住者であった者が、ドイツの年金基金に掛金の拠出を行い、フィンランドに居所・勤務地が移転した後も、当該基金への掛金の拠出を続け、フィンランドでの税務申告において掛金を控除したのに対し、税務当局は、かかる控除に制限を加えたことから、当該処分の根拠となる所得税法 § 96(9) が、国境を越えたサービスの提供の自由を定める EC 条約 59 条(現行の EC 条約 49 条)に抵触するか否かが問題となつたが¹⁶、欧州司法裁判所は、税法上、ある加盟国に存する年金基金に拠出された掛け金の控除を認める一方、その他の加盟国に存する年金基金に拠出された掛け金の控除を否定するような制度は、加盟国の居住者がその他の加盟国に設立された年金基金に加入することを抑止することとなるものであることから、EC 条約 59 条に抵触すると判示している。

欧州委員会の「職業年金制度規定」に関する指令も、多くの加盟国の年金制度のあり方に抜本的な見直しを迫るものである。本指令は、「汎欧州年金基金」(Pan-European Pension Fund)の設立に向けての大きな前進であり、本指令が目指す汎欧州年金基金が設立されれば、一元的で効率的な年金管理が可能となることから、複数の EU 加盟国で役務提供を行ってきた加盟国の居住者が拠出した掛け金に対して税務上不利な取扱いが行われるということなどが、原則としてなくなる。汎欧州年金基金設立のための課題は少なくない

が、欧州委員会は、2006 年、本指令を国内法上組み込む措置を未だ講じていないと考えられる 19 の加盟国に対して、EC 条約 226 条が定める侵害手続(infringement procedures)の適用を行ったことから、これらの加盟国の関係する法律が欧州司法裁判所によって本指令違反であると判断されれば、その改廃は必ずとなる。

セミナー J : 納税者と税務当局—対立から協調へ

1. ケープ・タウン宣言が重視するアプローチの特徴

OECD の税務行政に関するフォーラムの主催の下に 45 カ国の税務当局からの代表が、2008 年 1 月、ケープ・タウンで会合(Fourth Meeting of the OECD Forum on Tax Administration)を開き、その会合で採択された宣言(Cape Town Communiqué)では、近年の経済活動の広域化によって、納税者のコンプライアンスを確保し、また、アグレッシブなタックス・プランニングを抑止することが、従来以上に困難な課題となつてきているという問題意識の下、かかる課題に対処する上でポイントとなる幾つかの認識・結論を示した上で、税務当局が納税者及び「租税専門家等」(“tax intermediaries”)と「より強固な関係」(“enhanced relationship”)を構築することが特に効果的であるというアプローチが推奨されているが¹⁷、本セミナーでは、かかるアプローチの有用性と限界等について議論が行われた。

ケープ・タウン宣言で示された結論は、①アグレッシブなタックス・プランニングの勧奨に租税専門家等が大きく関与していること、②税務当局は、アグレッシブなタックス・プランニングに対処するために多様なアプローチを駆使し、また、その有用性を高める努力を行つてること、③アグレッシブなタックス・プランニングを納税者が利用するか否かの

判断に大きな影響を与える余地が残されていること、④税務当局の資源を最も有効に利用するためにはリスク分析・管理に基づいた戦略が必要であること、⑤効果的なリスク管理を行うためには信頼できる情報の収集が不可欠であり、そのためには、問題となり得る事項の早期開示という視点に立脚した上で税務当局と納税者の関係の構築方法を探る必要があるというものであった。

上記の結論から導き出されたのが、納税者及び租税専門家等との「より強固な関係」の構築に繋がる施策を講じることが肝要であるという考え方であり、かかる施策を講じることによって、納税者等との関係が、税務行政上、より効果的かつ効率的なものとなるという点が強調されている。また、「より強固な関係」を構築するためには、税務当局は、納税者及び租税専門家等への対応において、一定の属性(事業活動に対する認識、公平性、比例性、透明性、受容力)を示すことが重要なポイントとなるが、「より強固な関係」を実現するということは、税務当局だけでなく、納税者及び租税専門家等にも利益を与えるものであり、このような相互に利益を得るという状況(いわゆる *win-win situation*)が生じることによって、アグレッシブなタックス・プランニングの興隆も阻止し得ると考えられている。

2. ケープ・タウン宣言が重視するアプローチを巡る議論

ケープ・タウン宣言で示された上記の考え方・結論を踏まえ、本セミナーでは、「より強固な関係」の構築に資する潜在性を秘めた手段として、①プレ・ファイリング・プログラム、②迅速な調査プログラム、③ワーク・ペイパーの提示要求という選択肢が示され、その有用性・妥当性等について議論が行われた。①(プレ・ファイリング・プログラム)とは、納税者等が、税務申告書の提出に先立って、

問題となるような事項について、税務当局に照会をし、回答を得るというプログラムである。②(迅速な調査プログラム)とは、納税者が、重要性の高い事項を全面的に開示するという条件に従うならば、税務当局は、一定の金額以上の取引のみを調査し、調査に係る負担を軽減するというプログラムである。③(ワーク・ペイパーの提示要求)とは、税務申告上問題となるような点に関する内部検討資料を税務当局に開示することを求めるものである。

例えば、スイスでは、税務当局、納税者及び租税専門家の関係に係る行為規範(三者間のコミュニケーションを図るまでのルール)が作成されているなど¹⁸、三者間の「より強固な関係」の構築に向けたアプローチが積極的に推進されており、スイスのパネリストは、上記①及び②は、訴訟を避けるという意味でも有用であるとの見解を述べたが、これに対し、①(プレ・ファイリング・プログラム)については、時間と手間がかかるという問題点を指摘する者や、税務上の効果が非常に不明確な事項でない限り、税務当局との接触は不要ではないかという見方をする向きがあり、また、②(迅速な調査プログラム)については、税務当局に対して重要な事項の全てを開示することには抵抗があるという意見を述べるパネリストもいた。

上記③(ワーク・ペイパーの提示)については、米国の場合、United States v. Arthur Young & Co. Et Al 465 U.S. 805(1984)事件最高裁判決において、ワーク・ペイパーに対する税務当局のアクセスが認められたという経緯があり、税務当局も、2002年には、告示(Announcements)2002-63を発し、例外的なケースに限定されるものの、タックス・シェルター開示制度の下で開示義務の対象となっている「指定取引」("listed transactions")に関する調査の過程においては、ワーク・ペイパーの提示を求める場合が

あるという方針を示しているが¹⁹、本セミナーでは、税務当局と納税者等との「より強固な関係」を構築するという目標が、税務当局に対してワーク・ペーパーを提示するようなことまで求めるものであるとするならば問題視すべきであるという見方が大勢を占めた²⁰。

¹ かかる発言は、本議題のパネリストが準備したスライドで引用されていたものである。

² 当時のドイツの所得税法 § 8a(1)は、本判決文によると、「借入資本に係る返済金は、… 株式数に制限がある法人が、さもなければ同様な状況の下で、第三者から、貸付金を得ることが可能であつた場合 … を除き、… 借入資本が会計年度のいづれかの時点において、株主の株式資本との相対比において、3 倍を超える場合には、隠れた利益分配とみなす。」(“Repayments in respect of loan capital … shall be regarded as a covert distribution of profits, … where … the loan capital is more than three times the shareholder’s proportional equity capital at any point in the financial year, save where the company limited by shares could have obtained the loan capital from a third party under otherwise similar circumstances….”)と定めていた。

³ 本判決と凡そ同様な事件が問題となった Bosal Holding BV v. Staatssecretaris Van Financien 事件 2003 年 9 月 18 日判決(C-168/01)でも、同様な判断が示されている。基本的権利の制約根拠となり得る「租税回避のリスク」原則や「税体系の一貫性」原則等の有用性と限界については、拙稿「国際投資等に係る税制のあり方—主な諸外国における最近の動向・趨勢を踏まえて—」税務大学校論叢 59 号(平成 20 年) 30~44 頁参照。

⁴ これらの判決のポイント・意義については、拙稿「実質主義と法の濫用の法理—租税回避行為の否認手段としての潜在的有用性と限界—」税務大学校論叢 55 号(平成 19 年) 96~97 頁、Global Tax

Report, Issue 4, July 2004
(http://www.whitecase.com/.../57e36749-97de-4d60-97b4-50cft8d9b233/global_tax_report_july_2004.pdf [平成 20 年 9 月 10 日]) 参照。

⁵ 本判決の概要については、Andre Gomes de Oliveira, Non-discrimination at the Crossroads of International Taxation, Cahiers de Droit Fiscal International, Vol.93a, Sdu Fiscale & Financière Uitgevers (2008) pp.162-165 参照。

⁶ 名目利子控除制度の詳細については、Paul Op de Beeck and Eric Warson, Prepare now for notional interest deduction, International Tax Review, September 2005(also at, <http://www.internationaltaxreview.com/?Page=22&ISS=20246&SID=578708> [平成 20 年 9 月 9 日]) 参照。

⁷ この点については、Pascal Hinny, General Report, New Tendencies in Tax Treatment of Cross-border Interest of Corporations, Cahiers de Droit Fiscal International, Vol.93b, Sdu Fiscale & Financière Uitgevers (2008) pp.31-32 参照。

⁸ 本制度の詳細については、Miguel Ortiz Aguilar and Maria Teresa Rodriguez Bastidas, supra “Cahier Vol. 93b” pp.481-490、Fred J. Barrett, John A. Salerno and Oscar Teunissen, A Summary of Mexico’s New “Flat Tax” Regime (<http://www.pwc.com/images/us/eng/fs/im/alt/MC-NY-08-0420-PwC-alt-Mex.pdf> [平成 20 年 11 月 17 日]) 参照。

⁹ これらの案のポイントについては、拙稿「米国の租税制度改革の選択肢と方向性—大統領諮問委員会報告書の国際課税制度改革案の位置づけ」租税研究(平成 20 年) 190~204 頁、拙稿「米国大統領諮問委員会の税制改革案—国際租税制度改革を巡る議論の趨勢に関する一考察」ファイナンス Vol.41, No.12(平成 18 年)39~45 頁参照。

¹⁰ この点の詳細については、Chloe Burnett, supra “Cahier Vol. 93b” pp.88-90 参照。

¹¹ この点の詳細については、Soren Friis Hanse and Jeppe R. Stokholm, *supra* “Cahiers Vol.93b” pp.268-272 参照。ドイツでも、最近、同様な考え方方に立脚する制度(“interest barrier rule”と英訳されている。)が所得税法 § 4h に導入されている。制度の詳細については、Andress Striegel, *supra* “Cahiers Vol.93b” pp.327-330 参照。

¹² 所得税法 § 113 は、ある課税年度において、カナダの居住者である法人が、その保有する国外の関連会社の株式に関連して配当を受けた場合、かかる配当が当該関連会社の「課税免除対象となる余剰」から支払われたものに該当すれば、カナダ法人の法人所得税の計算上、かかる配当を一定の限度において、所得から除外することができる旨を定めている。

¹³ 本スキーム及び否認根拠の詳細等については、カナダ財務省の News Release 2007-041(http://www.fin.gc.ca/news07/data/07-041_2e.html [平成 20 年 9 月 10 日])参照。

¹⁴ これらの点の詳細については、Canadian Government Withdraws Proposal to Restrict Interest Deductions(http://www.blakes.com/english/legal_updates/tax/may_2007/Federal_%20Budget_May_2007.pdf [平成 20 年 9 月 10 日])参照。

¹⁵ 実際には、時間の関係上、各国の具体的な否認根拠についての議論は殆どされなかつたが、本議題で採り上げられたケース・スタディー4 は、本稿の図 1 で示したものと同様な取引スキームを問題としており、例えば、日本、米国、英国、ドイツ及びフランスの場合、このようなスキームを否認する根拠となり得るものとしてどのような規定・ルールが考えられるかという点については、前述のカナダ財務省の News Release 2007-041において言及がされている。

¹⁶ EC 条約 49 条は、「… 共同体の中で役務を提供するという自由に対する制限は、… 共同体の国で開業している加盟国の国民との関係上、禁止される。」(“… restrictions on freedom to provide

services within the Community shall be prohibited in respect of nationals of Member States who are established in a State of the Community…”)と定めている。

¹⁷ ケープ・タウン宣言については、<http://www.oecd.org/dataoecd/26/43/3988662.pdf> からアクセス可能である。

¹⁸ 本行為規範 (Verhaltenskodex für Steuerbehörden, Steuerzahler und Steuerberater)には、総括的なルール、心理・望ましい態度に関するルール及び開示・照会に関するルールについての指針が示されている。開示・照会に関するルールについての指針では、納税者の身元や納税者と租税専門家との関係などを開示することが求められている。本行為規範の英訳は、http://www.estv.admin.ch/e/dokumentation/grundlagen/dok/code_of_conduct.pdf から入手可能である。

¹⁹ この点の詳細については、拙稿「租税回避行為への対抗策に関する一考察—租税回避スキームの実態把握方法の検討を中心として—」税務大学校論叢 52 号(平成 18 年)66~67 頁参照。

²⁰ スイスのパネリスト (Samuel Tannr ; 税務当局の者) も、アグレッシブなタックス・プランニングについては、スイスでも必ずしもその全容が開示されていないというケースが少なからず認められるという問題点を指摘していた。